

令和3年度 補正予算事業  
地域文化財総合活用推進事業  
(地域の伝統行事等のための伝承事業)  
【文化芸術振興費補助金】

募集案内



<応募書類の提出期限> ※都道府県から文化庁への提出期限  
令和4年2月14日(月)

<応募書類の提出先及びお問合せ先> (10時00分~17時00分)

〒550-0013

大阪市西区新町1-16-1 太陽日酸新町ビル4F

(株式会社KNTビジネスクリエイト内)

地域文化財総合活用推進事業(地域の伝統行事等のための伝承事業) 事務局

TEL: 0570-011-127 FAX: 06-7634-8983

E-MAIL: kbc-densho@gp.knt.co.jp

令和4年1月  
文化庁

## 主なポイント

- ・補助金は予算の範囲内において定額とします。
- ・用具等整備の修理は1点あたり1,500万円を補助金の上限とします。
- ・用具等整備の新調は1点あたり150万円を補助金の上限とします。
- ・発注予定金額が10万円以上の場合、応募時は1者分の見積書を添付することになります（採択後は複数者の見積書を提出）。
- ・事業の実施にあたっては、地域の文化財の継承基盤の形成や関係者の育成という点にご配慮ください。
- ・補助額については全体の要望額が予算額を上回った場合は減額される場合があります。

## 1 事業概要

### 1 趣旨・目的

地域の礎である伝統行事や民俗芸能等は、新型コロナウイルス感染症の影響により、行事等の開催が困難となり、その存続が危機的な状況になっています。そのため、相談窓口の設置を行い、活動の継続を図るとともに、山車や用具の修理など、伝承のための支援を行うことにより地方活性化に資することを目的としています。

### 2 補助対象となる文化遺産の範囲

地域に古くから継承されている当該地域に固有の伝統行事や民俗芸能等

### 3 補助対象事業

- (1) 用具等整備事業
- (2) 後継者養成事業

※ 詳細は「2 補助事業の対象範囲」(p2~5)に記載しています。

### 4 実施方法

文化庁は補助事業者が行う事業に要する経費の一部を予算の範囲内で補助します。

なお、事業の実施にあたっては、地域の文化財の継承基盤の形成や関係者の育成という点にご配慮ください。

### 5 補助事業者（補助の対象となる者）

地域の文化遺産の所有者、保護団体（保存会）等によって構成される実行委員会等（以下「実行委員会等」という。）。※ 詳細は「3 補助事業者の要件」(p6)に記載しています。

### 6 採否の審査

文化庁に提出された応募書類に基づき、外部有識者による審査を行った上で、採否を決定します。

なお、本募集案内に記載の要件を満たしたとしても、高額な交付要望は、予算上の制約や費用対効果の観点から採択されない場合又は減額する場合があります。また、業者の受注状況を勘案しながら、事業期間内に完了可能なものを申請してください。

※ 詳細は「7 その他留意事項等」(p16~17)に記載しています。

### 7 補助金交付の対象となる事業期間

採択通知の日から令和5年3月31日までの間

※ 令和5年3月31日までに修理等の事業を必ず完了してください。

### 8 補助金の額及び補助金の支払時期・方法

予算の範囲内において定額とします。補助金は、原則、補助事業完了後、実績報告書をもとに文化庁において内容を審査し、補助金の額を確定した後、文化庁から直接支払います。

なお、概算払の実施を予定していますが、支払時期は第3四半期以降となり、補助金額の一部は保留して精算払する見込みですので、補助金が支払われるまでは実行委員会等が経費を立て替える必要があります。詳細については、採択時に「実務手引書等」で別途お知らせします。

また、支払口座は利子の発生しない決済用普通預金等の口座を利用してください。

## 2 補助事業の対象範囲

### 1 補助対象事業の内容及び具体例等

地域文化財総合活用推進事業（地域の伝統行事等のための伝承事業）では、地域に古くから継承されている当該地域に固有の伝統行事や民俗芸能等を対象とした取組が対象となります。

また、後継者養成事業については、これまでの実施形態に限らず、オンラインで実施するなど、新型コロナウイルス感染拡大防止対策に係る経費についても補助対象になります。ただし、高額な交付要望は、予算上の制約から減額する場合があります。

以下に各事業の「◆代表的な取組例」と「▽主な留意点」を記載します。ここに記載がなくても、本事業の趣旨・目的に沿わない取組は補助対象外となります。

#### (1) 用具等整備事業

- ◆ 地域の民俗芸能や伝統行事に用いる山車や獅子頭・衣装等の修理・新調
  - ▽ 修理は、1点あたり1,500万円（税込み）を補助金の上限とするので、超過分は自己負担等とすること。
  - ▽ 新調は、1点当たり150万円（税込み）を補助金の上限とするので、超過分は自己負担等とすること。
  - ▽ 山車等にかかる祭礼幕や提灯等の復元新調は修理に含む。
  - ▽ 原則、山車は幕や提灯などの付属品を含めて1点とする。
  - ▽ 原則、衣装は装飾品を含めて1人分を1点とする。
  - ▽ 原則、修理・新調の対象は、実行委員会等又はその構成団体の所有物に限る。
  - ▽ 社寺所有の神輿等は、実行委員会等の構成団体であっても原則補助対象外。
  - ▽ 長年の使用による経年劣化を原因とする修理・新調が対象。  
(故意又は過失による事故等により破損したものの修理・新調は補助対象外。)
  - ▽ 用具の修理・新調は現在使用されておらず、修理・新調後も本来の用途での使用見込みがないものは補助対象外。
  - ▽ 古くから継承されてきた仕様に基づく修理・新調に限る。仕様内容は、地方公共団体の文化財担当者や学識経験者等の専門家の指導を踏まえることとし、当該指導内容を書面で提出すること。特に、用具の修理については、可能な範囲で部材を活かす修理などを心掛けること。  
(新たな装飾物の追加、最新の素材を使用した部材への変更、電飾の設置（LED化を含む）など、歴史性を無視した修理や、もともとないものの新調は補助対象外。)
  - ▽ 国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金で対応可能な修理・新調は補助対象外。
  - ▽ 地方指定文化財の用具を修理・新調する場合は、文化財の価値に変容が生じないよう仕様を策定し、指定者である地方公共団体の文化財担当部局の許可を得ること。
  - ▽ 新調はもともと着用していない法被等を新たに購入する場合や予備分の購入は補助対象外。
  - ▽ 毎年、使用する度に取り替えるもの、個人の所有物になるもの、祭礼行事を活性化するための道具・装飾品類、祭礼等の当日のための消耗品等の新調は補助対象外。  
(足袋、草鞋、鉢巻、晒し等は補助対象外。)

#### (2) 後継者養成事業

- ◆ 地域の祭礼行事保存会における新規入会者等への特別練習
  - ▽ 民俗芸能や伝統行事の保存会会員等を対象とした技術練磨等の取組が対象。
  - ▽ リモート配信等オンラインでの指導や講習会も対象（リモート指導のための機材（パソコンやカメラ）などの購入費用、通信費やアプリ使用料等は補助対象外。)
  - ▽ 国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金で対応可能な後継者養成事業は補助対象外。

### 3 補助事業者の要件

#### 1 補助事業者（補助の対象となる者）の要件

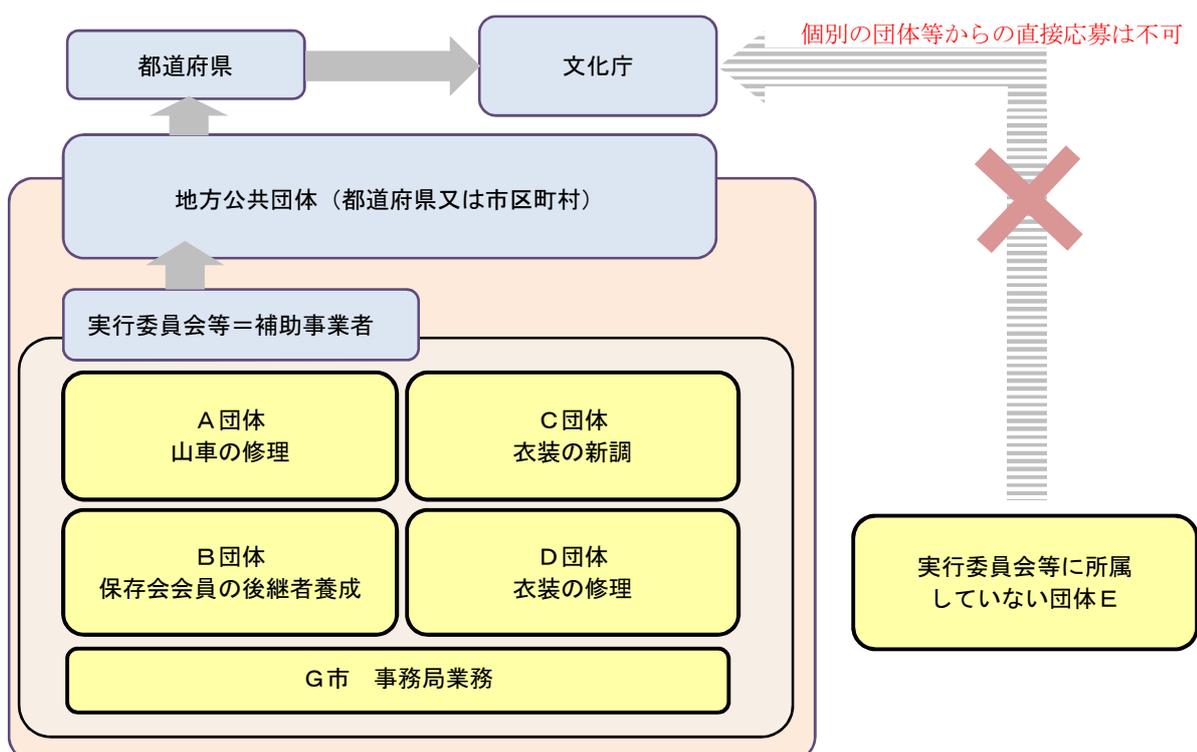
地域の文化遺産の保存会（保護団体）等によって構成され、補助対象事業を実施するために必要な運営上の基盤を有する、次の4つの要件を満たす実行委員会等とします。

- ・ 定款に類する規約を有すること。
- ・ 団体の意志を決定し、執行する組織が確立していること。
- ・ 自ら経理し、監査する会計組織を有すること。
- ・ 活動の本拠となる事務所等を有すること。

なお、地方公共団体が補助事業の実施者になることはできませんが、実行委員会等が十分な事務能力等を有する場合を除き、可能な限り地方公共団体が運営に参画し、経費の執行方法等に関して指導するようお願いします。

#### 2 実行委員会等の組織

本事業において、実行委員会等に所属していない者からの応募は認められません。図示すると下図のとおりです。



- ・ 1 地方公共団体につき、1 実行委員会等とします。
- ・ 地方公共団体が補助事業の実施主体になることは原則できません。